

内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第八条第一項の規定に基づき
、
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

内閣総理大臣	菅	直人
総務大臣	片山	善博
法務大臣	江田	五月
財務大臣	野田	佳彦
厚生労働大臣	細川	律夫
農林水産大臣	鹿野	道彦
経済産業大臣	海江田	万里
国土交通大臣	大畠	章宏

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号に次のように加える。

ホ 商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三第一項第一号の規定による信託に係る契約の締結又はこれらの規定による信託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立

附 則

この命令は、公布の日から施行する。